

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十七年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
社会福祉法 人在友会	北葛城郡上牧町 大字上牧九〇〇 一	ぽるか	北葛城郡広陵 町大字中一二 七一一	放課後等デ イサービス	平成二十 七年三月 三十一日
社会福祉法 人総合施設 美吉野園	吉野郡大淀町大 字下渕六二九	美吉野園児 童発達支援 センター	吉野郡大淀町 大字下渕一六 四二二〇	福祉型児童 発達支援セ ンター	平成二十 七年三月 三十一日
株式会社き きょう	奈良市富雄元町 三一一一三	みらい	奈良市杉ヶ町 三三三き きょう杉ヶ町 ビル四階	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 七年三月 三十一日
一般社団法 人大和伸進 会	奈良市大宮町一 丁目一三二 奈良交通第三ビ ル二階	児童発達支 援えくぼ	奈良市三条本 町一ニ J R奈良駅NK ビル三階	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 七年三月 三十一日